

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業基盤の維持および持続的な成長のために必要な株主資本の水準を保持するとともに、業績の動向を踏まえた安定的な配当の実施および柔軟な自己株式の取得により、株主還元を着実に充実させることを資本政策の基本方針としております。株主還元につきましては、「グループ経営構想V ～限りなき前進～」において、総還元性向33%を目標に掲げております。この考え方に基づき、剰余金の処分ににつきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期の剰余金の配当につきましては、昨年11月に、1株につき65円の間配当をお支払いいたしておりますが、期末における配当につきましても、1株につき65円といたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき65円 総額25,290,404,685円

これにより年間配当金は、1株につき中間配当65円を含め合計130円になります。

(3) 剰余金の配当がその効力を生じる日

平成29年6月26日

2 その他の剰余金の処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 170,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 170,000,000,000円

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役森本雄司氏、同一ノ瀬俊郎氏および同 江藤尚志氏の3氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

おお た とも みち
太 田 朝 道
(昭和37年2月15日生)



新任

● 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和60年 4月 日本国有鉄道入社
 昭和62年 4月 当社入社
 平成22年 7月 当社総合企画本部国際業務部担当部長
 平成26年 6月 当社執行役員 鉄道事業本部運輸車両部長
 平成28年 6月 当社常務執行役員 鉄道事業本部運輸車両部長、
 鉄道事業本部安全企画部担当 (現在に至る)

■ 所有する当社の株式の数 1,300株

■ 取締役候補者とした理由

太田朝道氏は、主として鉄道事業の運輸車両業務に従事し、現在は運輸車両部および安全企画部担当の常務執行役員として、安全・安定輸送のレベルアップと「グループ安全計画2018」にかかる諸施策の実現等に実績を挙げるなど、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

2

あら い けんいちろう
新井 健一郎
(昭和33年12月31日生)



新任

● 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和57年 4月 日本国有鉄道入社
昭和62年 4月 当社入社
平成20年 6月 当社鉄道事業本部お客さまサービス部長
平成22年 6月 当社IT・Suica事業本部部長
平成24年 6月 当社法務部長
平成25年 6月 当社執行役員 事業創造本部部長
平成27年 6月 当社執行役員 事業創造本部副本部長
平成28年 6月 当社執行役員 総合企画本部品川・大規模開発部長

(現在に至る)

■ 所有する当社の株式の数 2,500株

■ 取締役候補者とした理由

新井健一郎氏は、主として生活サービス事業、IT・Suica事業、サービス品質の向上、法務、総務の業務に従事し、現在は執行役員総合企画本部品川・大規模開発部長として、品川車両基地跡地の開発にかかるまちづくり計画の策定をはじめ、渋谷駅、横浜駅などの大規模ターミナル駅の開発推進に実績を挙げるなど、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

3

まつ き しげる
松本 茂
(昭和32年5月9日生)



新任

● 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和57年 4月 日本国有鉄道入社
昭和62年 4月 当社入社
平成19年 6月 当社事業創造本部部長
平成21年 6月 当社事業創造本部(株)ジェイアール東日本企画出向
平成24年 6月 当社広報部長
平成26年 4月 当社執行役員 仙台支社長

(現在に至る)

■ 所有する当社の株式の数 1,200株

■ 取締役候補者とした理由

松本 茂氏は、主として生活サービス事業、広報、人事、総務の業務に従事し、現在は執行役員仙台支社長として、安全・安定輸送の確保やサービス品質の向上をはじめ、東日本大震災からの復興、観光振興による地方創生といった地域に密着した経営施策等実績を挙げるなど、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

(注) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役山口俊明氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

もり きみ たか
森 公 高
(昭和32年6月30日生)



新任 独立 社外

● 略歴および地位ならびに重要な兼職の状況

昭和55年 4月	新和監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入社	
平成12年 6月	朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員	
平成16年 6月	あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)金融本部長	
平成18年 6月	同法人本部理事	
平成23年 7月	有限責任あずさ監査法人KPMGファイナンシャルサービス・ジャパン チェアマン	
平成25年 6月	有限責任あずさ監査法人退職	
平成25年 7月	日本公認会計士協会会長	
平成25年 7月	森公認会計士事務所開設 同事務所所長	(現在に至る)
平成28年 7月	日本公認会計士協会相談役	(現在に至る)

重要な兼職の状況

株式会社日本取引所グループ取締役

■ 所有する当社の株式の数 ー

■ 監査役候補者とした理由

森 公高氏は、長年にわたり公認会計士として企業の監査に携わっており、企業の財務および会計に関する専門的な見地から、業務執行の監査に求められる判断力、識見などを有し、当社の取締役の職務執行を監査するにあたり適任であると考えております。

(注)1 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2 森 公高氏は、社外監査役の候補者であります。

同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記「監査役候補者とした理由」により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

3 当社は、森 公高氏の選任が承認された場合、同氏との間に、法令が規定する額を限度額とする、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。

4 森 公高氏は、当社が定める「社外役員に関する基準」を充たしており、当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏を上場証券取引所の定める独立役員に指定する予定であります。

(ご参考) 社外役員の独立性に関する基準

- 1 当社の社外役員について、以下各号のいずれの基準にも該当しない場合、独立性を有するものとする。
 - (1) 当社又はその連結子会社を主要な取引先とする者(注1)、又はその者が法人である場合には、当該法人の業務執行者(注2)である者
 - (2) 当社又はその連結子会社の主要な取引先である者(注3)、又はその者が法人である場合には、当該法人の業務執行者である者
 - (3) 当社及びその連結子会社の直前3事業年度のいずれかにおいて、当社及びその連結子会社から、役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家である者、又はその者が法人等の団体である場合は、その者の直前3事業年度のいずれかにおいて、当社及びその連結子会社から得ている財産上の利益が年間収入の2%を超える法人等の団体に所属する前段に掲げる者
 - (4) 当社の主要株主(注4)である者、又はその者が法人である場合には、当該法人の業務執行者である者
 - (5) 最近3年間に於いて、当社の外部会計監査人であった公認会計士又は監査法人の社員、パートナー又は従業員であつて、当社の監査業務を実際に担当していた者(ただし、事務的又は補助的スタッフ以外の者。)
 - (6) 当社又はその連結子会社の主要な借入先(注5)である者、又はその者が法人である場合には、当該法人の業務執行者である者
 - (7) 当社及びその連結子会社の直前3事業年度のいずれかにおいて、当社及びその連結子会社から、年間1,000万円を超える寄付を受けている者、又はその者が法人である場合は、その者の直前3事業年度のいずれかにおいて、当社及びその連結子会社から得ている寄付が、その者の年間売上高又は年間総収入の2%を超える法人の業務執行者である者
 - (8) 最近3年間に於いて、当社又はその子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合は、業務執行者でない取締役を含む。)である者(ただし、重要な者(注6)に限る。)の配偶者又は二親等以内の血族若しくは姻族である者
 - (9) 第1号から第7号のいずれかに該当する者(ただし、重要な者に限る。)の配偶者又は二親等以内の血族若しくは姻族である者
 - (10) 前各号のほか、当社と利益相反関係にあるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
- 2 本基準に基づき独立性を有するものとされた社外役員が、第1項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちに会社に報告するものとする。

注1 当社又はその連結子会社を主要な取引先とする者とは、その者の直前3事業年度のいずれかにおいて、年間連結売上高の2%を超える支払を当社及びその連結子会社から受けている者をいう。

注2 業務執行者とは、業務執行取締役、当該法人の業務を執行するその他の役員、執行役及び使用人をいう。(次号以降も同様。)

注3 当社又はその連結子会社の主要な取引先である者とは、当社及びその連結子会社の直前3事業年度のいずれかにおいて、年間連結売上高の2%を超える支払を当社及びその連結子会社が受けている者をいう。

注4 当社の主要株主とは、直接保有、間接保有の双方を含め、当社の直前3事業年度末のいずれかにおいて、総議決権の10%以上を保有する者をいう。

注5 当社又はその連結子会社の主要な借入先とは、当社及びその連結子会社の直前3事業年度末のいずれかにおいて、連結総資産の2%を超える貸付を当社及びその連結子会社に行っている金融機関をいう。

注6 重要な者とは、重要な使用人に相当する職以上の立場にある者をいう。(第9号も同様。)

以 上